

証券コード：8115

2021年6月4日

株主各位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

ムーンバット株式会社

代表取締役社長 中村卓司
会長兼社長
執行役員

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
当本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、
ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。あらかじめご
了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |

お土産及び秋冬物新作商品の展示について

昨年より、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産の配布及び秋冬物新作商品の展示は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

- (1) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法
令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.moonbat.co.jp>) に掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監
査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含
まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合
は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) に掲
載することにより、お知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

当社第80回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、次のとおりご案内いたしますとともに株主の皆様へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- (1) ご来場の株主様は、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用についてご協力をお願い申し上げます。
- (2) 総会会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。充分なお席が確保できない可能性がございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。

3. 当社の対応について

- (1) 当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (2) 受付及び各所にアルコール消毒液をご用意いたします。
- (3) 当日、発熱や咳がある、又は体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- (4) 昨年より、株主総会ご出席株主様へお配りしておりましたお土産の配布及び秋冬物新作商品の展示は取りやめさせていただいております。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) にてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化の影響で極めて厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言解除後の景気の持ち直しが期待されたものの、感染再拡大により個人消費も弱含みとなり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

服飾雑貨業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、外出自粛要請等による消費マインドの低下やリモートワークの導入拡大を受けたライフスタイルの変化、購買志向の変化などにより経営環境は、厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、新規商品の仕入の抑制、一時帰休の実施による人件費を含めた販売管理費等の経費の削減により、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響の軽減に努めました。

当連結会計年度より主力販売先である百貨店の閉店等のマーケット環境の変化にも対応するため、マーケットに合わせたモノづくりと販売を推進できる組織再編を行い、成長領域である専門店・量販店の販路拡大、Eコマース事業及び直営店事業である「+moonbat」(プラスムーンバット)、「komonoto」(コモノト)による小売事業を強化し、売上の回復に注力しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見通せない中、外出自粛要請や経済活動の制限により、十分な成果を上げることができない極めて厳しい状況となりました。また、このような厳しい状況を受け、事業所・営業拠点の統合による組織再編、希望退職者募集の実施などの構造改革の推進により、営業体制、経費構造等、事業の抜本的見直しに取り組みました。その結果、連結売上高は71億70百万円(前年同期比24.5%減)となりました。

損益面では、連結営業損失は7億17百万円(前年同期は14億57百万円の営業損失)、連結経常損失は6億7百万円(前年同期は13億19百万円の経常損失)となりました。

また、上述の構造改革推進による事業構造改善費用並びに固定資産の減損会計の適用による減損損失等を特別損失に12億52百万円計上し、さらに繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額90百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は18億58百万円(前年同期は14億25百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

上記のような業績の状況、当社グループを取り巻く経営環境及び今後の事業戦略等を総合的に勘案した結果、株主の皆様への期末配当につきましては、誠に申し訳なく存じますが、実施を見送らせていただきました。当社といたしましては、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、業績の改善及び早期復配の実現に向けて、引き続き全力を注ぐ所存であります。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

(洋傘部門)

当連結会計年度の売上高は、40億52百万円、前年同期比17.4%の減収となりました。

洋傘・レイングッズ市場は、降雨の多かった7月を除き年間を通じて、低調に推移し、パラソル市場も8月に遅い猛暑が到来したものの、4月、5月の販売シーズンのスタートより新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けたこともあり、洋傘部門合計の売上高は前年同期を下回りました。

今後の対策として、ソーシャルディスタンスの維持等ウィズコロナへの対応及び気候変動・温暖化による酷暑対策として紳士用、子供用も含めた全天候対応の高機能傘の市場開拓、販売展開に注力してまいります。

(洋品部門)

当連結会計年度の売上高は、15億26百万円、前年同期比24.0%の減収となりました。

洋品市場における当社主力のネックウェアにつきましては、マスクの使用必須化に伴い、売場等が縮小し、消費者ニーズも減退した結果、洋品部門合計の売上高は前年同期を大きく下回りました。

(帽子部門)

当連結会計年度の売上高は、9億80百万円、前年同期比36.1%の減収となりました。

帽子市場は、春夏物につきましては、パラソル市場と同様4月、5月の販売シーズンのスタートより新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、秋冬物につきましても11月以降の感染再拡大の影響を受けたことから、年間を通して低調な推移となり、帽子部門合計の売上高も前年同期を大きく下回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、6億11百万円、前年同期比42.1%の減収となりました。

毛皮・宝飾品部門につきましては、取扱アイテムの拡大、毛皮リフォーム・リメイク等のサステナブルな提案を展開し、新しい消費者ニーズの発掘に注力しましたが、当期首よりの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が継続し、不要不急の外出自粛要請等により主販路の百貨店の営業不振及び外商催事等の減少・中止により、毛皮・宝飾品部門の売上高は前年同期を下回りました。

事業区分別売上高

区 分	第79期 (2020年3月期)		第80期 (当連結会計年度) (2021年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
洋 傘 部 門	4,903,277	51.6	4,052,085	56.5	△851,191	△17.4
洋 品 部 門	2,008,894	21.1	1,526,294	21.3	△482,599	△24.0
帽 子 部 門	1,535,808	16.2	980,971	13.7	△554,836	△36.1
毛皮・宝飾品部門	1,055,937	11.1	611,548	8.5	△444,389	△42.1
合 計	9,503,917	100.0	7,170,900	100.0	△2,333,017	△24.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億90百万円であります。
その主なものは、東部物流センターの空調設備入替による取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、22億円の短期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の高は42億53百万円となり、前連結会計年度末に比較して21億34百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、百貨店を始めとする商業施設の営業自粛要請、不要不急の外出規制等により個人消費へのマイナス影響が継続しております。今後、ワクチン接種による感染収束が見込まれるものの、その時期につきましては不透明な状況です。

このような情勢の中、当社グループは2021年5月策定の「第1次中期経営計画」に則り、急速に進むリモートワークの拡大等による消費者のライフスタイルの変化、購買志向の変化等に対応した商品開発、販路開拓、効率的な仕入を追求した在庫の継続的な削減、経営資源の最適分配を目指した販売管理費のコントロール等により、新型コロナウイルス感染症拡大に深刻な影響を受けた事業の再構築、構造改革に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2018年3月期)	第78期 (2019年3月期)	第79期 (2020年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	12,353	11,624	9,503	7,170
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	655	249	△1,319	△607
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	415	132	△1,425	△1,858
純 資 産 (百万円)	8,691	8,712	7,023	5,066
総 資 産 (百万円)	12,764	12,955	11,642	11,266
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	84.71	27.11	△294.94	△389.09
1株当たり純資産額 (円)	1,782.77	1,789.48	1,469.41	1,061.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第78期(2019年3月期)の期首から適用しており、第77期(2018年3月期)の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用权の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)

伊藤忠商事株式会社 (ランバン、ミラ・ショーン、フルラ)

三共生興株式会社 (ダックス)

株式会社三陽商会 (マッキントッシュ フィロソフィー)

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社5社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

ムーンバット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・東京支店札幌営業所(札幌市)・名古屋支店(名古屋市)・大阪支店(大阪市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(大阪市)・東京支店(東京都)
A. F. C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)

(注) 当社は、2021年4月30日をもって、名古屋支店、東京支店札幌営業所を廃止し、それぞれ大阪支店、東京支店に統合しております。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213 (428) 名	△38 (△45) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157 (14) 名	△27 (△6) 名	38.2歳	14.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	1,171,150
株式会社京都銀行	718,327
株式会社三菱UFJ銀行	518,346
京都中央信用金庫	400,000
三井住友信託銀行株式会社	400,000

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,774,942株(自己株式566,791株を除く)
- (3) 株主数 2,478名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ニ ー ド	736	15.43
八 木 通 商 株 式 会 社	376	7.88
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	269	5.65
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	232	4.86
河 野 正 行	210	4.39
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.56
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.35
京 都 中 央 信 用 金 庫	146	3.07
岡 本 緑	115	2.42
フシアインベストメント リミテッド	104	2.17

(注) 1. 当社は、自己株式を566,791株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 執行役員	中村卓司	事業本部長
取締役 執行役員	鎌田尚	事業本部 副本部長 事業本部 百貨店事業部長 事業本部 直営店開発事業部長
取締役 執行役員	藪内康彦	経営企画・リスク管理室担当 品質管理室長
取締役 (監査等委員・常勤)	山田隆二	
取締役 (監査等委員)	郷田紀明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	安川文夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の山田隆二氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員・常勤)山田隆二氏は、管理本部長、経営企画・リスク管理室長を歴任しており、当社グループにおいての業務全般を熟知しております。
 - ・取締役(監査等委員)郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田隆二氏を常勤の監査等委員として選定しております。なお、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役・常務執行役員から監査等委員である取締役に就任しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年4月1日付で、鎌田尚氏は、取締役・常務執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職
武内敏和	2020年6月26日	任期満了	取締役・執行役員
杉岡善秀	2020年6月26日	任期満了	取締役・執行役員
大道晃	2020年6月26日	任期満了	取締役・監査等委員(常勤)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員会に事前説明し了承を受けていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主価値と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各自の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額と、業績連動報酬等とで構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額としています。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬と退職慰労金相当額は、月例の基本報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、前事業年度の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、証券取引所にて開示した業績予想値の達成状況をはじめ、その他の前事業年度の会社業績等を判断材料とし、そこに各取締役の担当事業の業績及び各自の功績を総合的に勘案して決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬等の変動により、構成比率が変動します。

ニ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬額と退職慰労金相当額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明し、了解を受けた上で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	58 (-)	57 (-)	1 (-)	- (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23 (11)	23 (11)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	81 (11)	80 (11)	1 (-)	- (-)	10 (2)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。上表には、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)2名、取締役(監査等委員)1名、及び取締役(監査等委員を除く。)から取締役(監査等委員)に就任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度の業績連動報酬等にかかる業績指標は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、4月から6月については第78期(2019年3月期)、7月から翌3月については第79期(2020年3月期)の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、開示した業績予想値の達成状況をはじめ、当該事業年度の会社業績等を判断材料としております。
- 第78期の業績の実績は、売上高116億24百万円、売上総利益48億26百万円、営業利益1億90百万円、経常利益2億49百万円となり、当該期初の業績予想値である売上高125億円、営業利益6億20百万円、経常利益7億円との乖離に鑑み4月から6月の業績連動報酬等の総額は1百万円といたしました。7月から翌3月の業績連動報酬等につきましては、第79期の業績が大幅な赤字を計上したことから支給しないことに決定いたしました。
4. 取締役の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)6名について年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)3名について年額50百万円以内と決議しております。
5. 取締役会は、代表取締役中村卓司氏に対し監査等委員を除く各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社及び各取締役の担当部門の業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明を行い、了承を受けた上で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ．郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ．当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、減損損失の妥当性及びKAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用への的確な助言をいただきました。また、中期経営計画の策定及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

② 取締役（監査等委員）安川文夫

イ．安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、減損損失の妥当性及びKAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用への的確な助言をいただきました。また、中期経営計画の策定及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	28,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては連結配当性向30%程度を目処とし、継続的・安定的に実施できるよう目指しております。

しかしながら、当事業年度においては、多額の損失を計上した業績等を考慮し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきました。

今後も中長期的な視点に立って、新事業の展開を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努め、早期の復配を目指す所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,270,942	I 流動負債	5,389,007
現金及び預金	1,254,516	支払手形及び買掛金	487,932
受取手形及び売掛金	2,231,930	電子記録債務	202,690
商品及び製品	3,570,172	短期借入金	4,027,591
仕掛品	6,428	リース債務	88,971
原材料及び貯蔵品	47,629	未払金	192,042
前渡金	37,031	未払費用	88,993
前払費用	59,671	未払法人税等	22,601
その他	88,563	未払消費税等	26,475
貸倒引当金	△25,000	賞与引当金	24,223
II 固定資産	3,995,522	返品調整引当金	176,500
1. 有形固定資産	2,796,091	その他の他	50,986
建物及び構築物	1,022,032	II 固定負債	810,570
機械装置及び運搬具	2,722	長期借入金	226,232
工具器具備品	44,151	リース債務	211,118
土地	1,677,738	退職給付に係る負債	307,964
リース資産	49,446	繰延税金負債	43,358
2. 無形固定資産	293,215	その他の他	21,897
ソフトウェア	5,989	負債合計	6,199,578
借地権	255,154	(純資産の部)	
リース資産	22,621	I 株主資本	4,972,426
その他の他	9,450	1. 資本金	1,000,000
3. 投資その他の資産	906,215	2. 資本剰余金	3,381,201
投資有価証券	285,435	3. 利益剰余金	1,116,104
長期貸付金	5,132	4. 自己株式	△524,880
投資不動産	415,164	II その他の包括利益累計額	94,460
敷金	177,986	1. その他有価証券評価差額金	69,372
繰延税金資産	7,901	2. 為替換算調整勘定	15,514
その他	42,797	3. 退職給付に係る調整累計額	9,573
貸倒引当金	△28,201	純資産合計	5,066,887
資産合計	11,266,465	負債・純資産合計	11,266,465

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,170,900
売 上 原 価		4,246,412
売 上 総 利 益		2,924,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,641,605
営 業 損 失		△717,117
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,036	
為 替 差 益	23,857	
不 動 産 賃 貸 料	56,771	
そ の 他	77,785	164,450
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,386	
不 動 産 賃 貸 原 価	28,366	
そ の 他	4,873	54,626
経 常 損 失		△607,293
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	41,011	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,966	111,977
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,009,001	
事 業 構 造 改 善 費 用	182,090	
そ の 他	61,576	1,252,668
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△1,747,984
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,702	
法 人 税 等 調 整 額	90,507	110,209
当 期 純 損 失		△1,858,194
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△1,858,194

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	6,921,699	I 流動負債	5,634,069
現金及び預金	1,026,471	支払手形	112,772
受取手形	13,415	電子記録債務	309,810
売掛金	2,171,640	買掛金	353,341
商品	3,587,369	短期借入金	4,061,426
前渡金	31,392	1年内返済予定の長期借入金	127,591
前払費用	58,059	リース債務	73,563
その他	57,350	未払金	258,683
貸倒引当金	△24,000	未払費用	53,931
II 固定資産	4,445,180	未払法人税等	21,811
1. 有形固定資産	2,760,693	未払消費税等	18,736
建物	1,008,327	賞与引当金	22,000
構築物	874	返品調整引当金	176,500
機械装置	2,271	その他	43,901
車両運搬具	0	II 固定負債	772,098
工具器具備品	42,755	長期借入金	226,232
土地	1,657,018	リース債務	208,832
リース資産	49,446	退職給付引当金	273,933
2. 無形固定資産	291,696	繰延税金負債	40,220
ソフトウェア	5,220	その他	22,878
電話加入権	8,381	負債合計	6,406,167
借地権	255,154	(純資産の部)	
リース資産	22,621	I 株主資本	4,891,340
その他	319	1. 資本金	1,000,000
3. 投資その他の資産	1,392,790	2. 資本剰余金	3,379,372
投資有価証券	285,435	資本準備金	250,000
関係会社株式	492,158	その他資本剰余金	3,129,372
従業員長期貸付金	5,132	3. 利益剰余金	1,036,847
投資不動産	427,647	その他利益剰余金	1,036,847
敷金	177,986	圧縮記帳積立金	21,733
破産更生債権等	30,277	繰越利益剰余金	1,015,114
その他	2,048	4. 自己株式	△524,880
貸倒引当金	△27,894	II 評価・換算差額等	69,372
資産合計	11,366,880	その他有価証券評価差額金	69,372
		純資産合計	4,960,713
		負債・純資産合計	11,366,880

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,825,525
売 上 原 価		4,212,717
売 上 総 利 益		2,612,808
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,305,604
営 業 損 失		△692,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	89,452	
為 替 差 益	31,935	
そ の 他	127,440	248,828
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,080	
そ の 他	34,418	55,499
経 常 損 失		△499,466
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	70,966	70,966
特 別 損 失		
減 損 損 失	908,178	
事 業 構 造 改 善 費 用	155,863	
そ の 他	60,258	1,124,300
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,552,801
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,758	
法 人 税 等 調 整 額	69,258	82,016
当 期 純 損 失		△1,634,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ムーンバット株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山田隆二 ㊟

監査等委員 郷田紀明 ㊟

監査等委員 安川文夫 ㊟

(注) 監査等委員郷田紀明及び安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）3名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

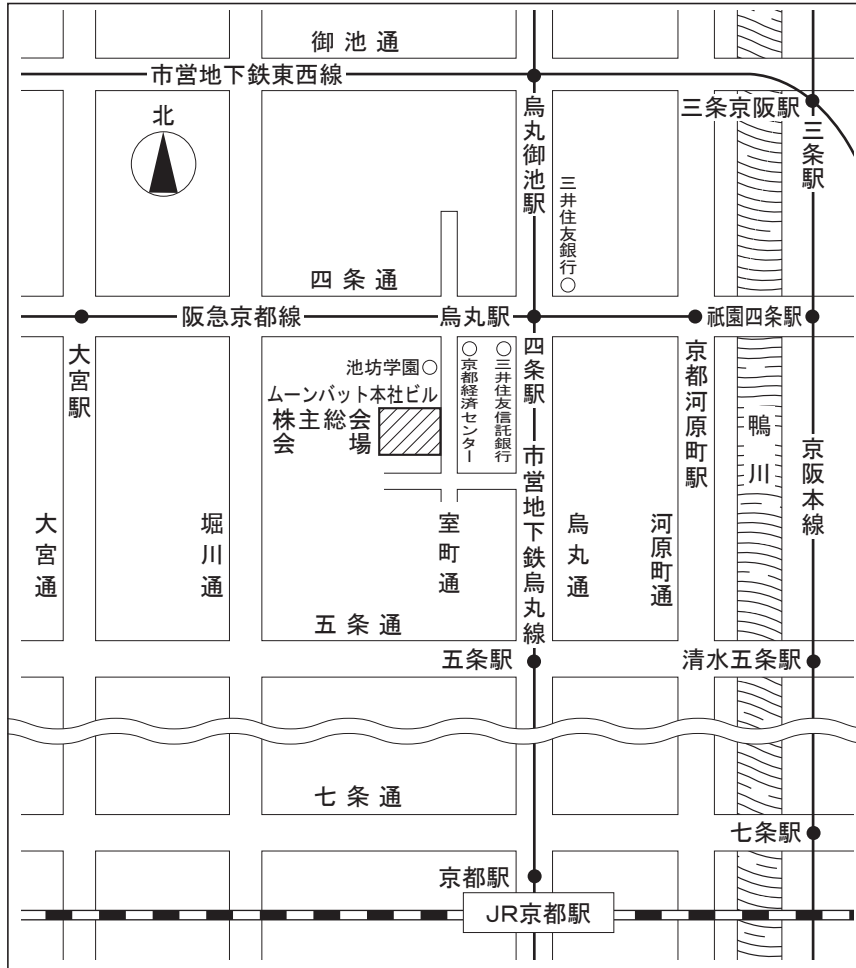
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
1	なか むら たか し 中 村 卓 司 (1954年12月17日生)	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員(現任) 2020年4月 当社事業本部長	61,144株
〈取締役候補者とした理由〉 2010年に当社入社後、業務全般を経験し、2012年の代表取締役社長執行役員に就任以降、9年にわたりトップとして経営を牽引しており、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社事業本部 副本部長 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 当社事業本部長(現任)	4,859株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2004年4月より洋傘事業部長や洋品事業部長、2017年4月より事業戦略部担当等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	やぶ うち やす ひこ 藪 内 康 彦 (1958年9月15日生)	1981年4月 当社入社 2000年4月 当社第二事業本部 帽子事業部長 2007年10月 当社品質管理室長 2009年4月 当社経営企画・リスク管理室ヘッド 2012年4月 当社経営企画・リスク管理室長 2017年6月 当社執行役員(現任) 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室担当(現任) 当社関係会社管理部門担当 2019年4月 当社経営企画・リスク管理室長(現任) 当社事業本部 事業戦略部担当 当社品質管理室長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	4,710株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じた経験と実績に加え、2012年4月より経営企画・リスク管理室長として経営全般に関する業務執行等、豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
 ムーンバット株式会社 本社 2階ホール
- 交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」下車
 京都市営バス「四条烏丸」下車
 阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

第 80 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）

ムーンバット株式会社

法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
に掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト：<https://www.moonbat.co.jp>

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社取締役会において決議した、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
 - ロ. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
 - ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
 - ト. 監査等委員会は独立した立場にたつて、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
 - ロ. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
 - ロ. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。
 - ハ. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
 - ロ. 定期的実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- イ. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないこととする。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
 - a. 内部監査の結果
 - b. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - c. その他業務執行に関する重要な事項
 - ロ. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
 - a. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - b. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - c. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - d. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - e. 重要会議の開催予定
 - ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
 - ニ. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
 - ロ. 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- イ. コンプライアンス担当役員を任命しております。
 - ロ. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
 - ハ. 内部通報制度を実施し、引き続きその有効な運営を確保してまいります。
 - ニ. 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
 - ホ. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
 - ヘ. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
 - ト. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
 - チ. 監査等委員会は独立した立場にたって、監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- イ. リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役直轄でリスク管理委員会を設置し、会長

兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。

ロ. 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制になっております。各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ. 執行役員制度を導入しております。

ロ. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を10名としております。

ハ. 経営会議を重要事項の審議決定機関としております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。

ロ. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。

ハ. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引き続きその有力な運営を確保してまいります。

ニ. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済みであります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置いたします。

(7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項について

イ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し、対処します。

ロ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないようにいたします。

(8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について

イ. 全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。

ロ. 毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。

ハ. 監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わないことを確保するための体制を構築しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ. 取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。

ロ. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。

ハ. 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,339,794	1,041,407	3,117,700	△521,586	6,977,315
当 期 変 動 額					
減資(資本剰余金への振替)	△2,339,794	2,339,794			-
剰余金の配当			△143,401		△143,401
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,858,194		△1,858,194
自己株式の取得				△3,293	△3,293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△2,339,794	2,339,794	△2,001,595	△3,293	△2,004,889
当 期 末 残 高	1,000,000	3,381,201	1,116,104	△524,880	4,972,426

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	2,894	26,420	13,249	3,967	46,531	7,023,847
当 期 変 動 額						
減資(資本剰余金への振替)						-
剰余金の配当						△143,401
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,858,194
自己株式の取得						△3,293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	66,478	△26,420	2,265	5,605	47,928	47,928
当期変動額合計	66,478	△26,420	2,265	5,605	47,928	△1,956,960
当 期 末 残 高	69,372	-	15,514	9,573	94,460	5,066,887

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

当社の子会社は下記の6社であり、すべて連結の範囲に含めております。

ルナ株式会社

株式会社グローリー

エクセレントスタッフ株式会社

東京ファッションプランニング株式会社

A. F. C. ASIA LIMITED

上海慕恩巴特商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海慕恩巴特商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 返品調整引当金 返品による損失に備えるため、得意先における保管在庫に基づいた一定の見積方法による返品見積額から算出した損失見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、同社の決算日現在の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。
- ハ. ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。
- ホ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

⑥ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現すると見積られる期間にわたり定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に3. 会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	3,570,172 千円
たな卸資産評価損	33,250 千円

(2) その他の情報

① 金額の算出方法

当社は、商品を帳簿価額と正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価し、簿価を切下げておりますが、一定の期間経過後の商品については、一定の消化率の達成状況により定期的に帳簿価額を切下げる方法を採用し原価計上しております。また、トレンドの変化、ブランド改廃等の経営環境の変化により、販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に伴い商品在庫数量が増加したため、同感染症の影響については少なくとも翌連結会計年度も影響を受けると仮定したうえで、将来の販売数量を予測し、商品の販売可能性を判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、前連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りに関しては、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、当連結会計年度にて、新型コロナウイルス感染症の影響は不透明であるものの、売上等の回復が見込まれると仮定しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の第3波、第4波の影響等による各自治体からの外出自粛要請に加え、2021年4月より一部地域に緊急事態宣言が再度発出されたこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、当社グループの事業活動にも依然として一定の影響を及ぼしているものと判断しております。それらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を当該会計上の見積りに反映するにあたり、少なくとも翌連結会計年度においても影響を受けるものと見込んでおります。

当連結会計年度において、上記仮定のもと、固定資産の減損については、収益性が低下した固定資産(土地、建物及びリース資産等)について、帳簿価額を回収可能額まで減額した結果、減損損失を計上しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物及び構築物	898,156千円
土地	934,771千円
投資不動産	135,681千円
計	1,968,608千円

上記の物件は、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）683,768千円及び長期借入金216,232千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,495,663千円
投資不動産	82,351千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは資産について1,009,001千円の減損損失を計上しております。内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産 (衣服装飾品)	・ 門前仲町事業所 (東京都江東区) ・ 東部物流センター (埼玉県上尾市)	建物及び構築物	962
		機械装置及び運搬具	8
		工具器具備品	4,444
		土地	9,881
		のれん	6,072
		計	21,369
事業用資産 (身回り品)	・ 東部物流センター (埼玉県上尾市) ・ 山科倉庫 (京都市山科区) ・ 各営業支店等 (東京都千代田区他)	建物及び構築物	25,530
		機械装置及び運搬具	204
		工具器具備品	3,703
		土地	225,044
		のれん	60,555
		計	315,039
全社資産 (共用資産)	・ 社員寮 (東京都杉並区) ・ 香港事務所等 (中国 香港他)	建物及び構築物	108,173
		土地	318,121
		リース資産（有形固定資産）	21,276
		リース資産（無形固定資産）	225,022
		計	672,593

資産のグルーピングについては、事業用資産は、製品・サービス別の管理会計上の区分を基礎としてグルーピングしております。遊休資産、賃貸用不動産及び共用資産はより大きな資産グループとしており、のれんについては会社単位でグルーピングしております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上記資産グループの収益性が低下した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、上記減損損失の内訳は建物及び構築物134,666千円、機械装置及び運搬具213千円、工具器具備品8,148千円、土地553,046千円、有形固定資産のリース資産21,276千円、のれん66,627千円、無形固定資産のリース資産225,022千円であります。

また、回収可能価額は不動産鑑定評価額等に基づき正味売却価額により算定しております。

(2) 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、希望退職者募集に伴い発生する特別退職加算金、再就職支援等に係る費用169,937千円及び事務所移転費用等12,153千円であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,341,733株	一株	一株	5,341,733株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	561,693株	5,098株	一株	566,791株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得4,800株及び単元未満株式の買取り298株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月26日開催の第79回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 143,401千円
- ・ 1株当たり配当金額 30円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理方法に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(短期又は長期)及び設備投資資金(長期)であり、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブ取引は内部管理方針に従い、実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,254,516	1,254,516	—
②受取手形及び売掛金 (*)	2,206,930	2,206,930	—
③投資有価証券	229,602	229,602	—
④支払手形及び買掛金	487,932	487,932	—
⑤電子記録債務	202,690	202,690	—
⑥短期借入金	4,027,591	4,027,591	—
⑦リース債務 (1年内返済予定 のものも含む)	300,089	289,806	△10,283
⑧長期借入金	226,232	223,481	△2,750

(*) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦リース債務 (1年内返済予定のものも含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 *1	55,832千円
敷金 *2	177,986千円

*1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

*2 賃借物件において預託している敷金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都市に所有する本社ビル等の一部を賃貸業に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
415,164	483,044

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,061円14銭

(2) 1株当たり当期純損失

△389円9銭

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	3,339,794	1,039,578	—	1,039,578	24,258	2,790,809	2,815,067
当 期 変 動 額							
減資（その他資本剰余金へ振替）	△2,339,794	△789,578	3,129,372	2,339,794			
圧縮記帳積立金の取崩					△2,524	2,524	—
剰余金の配当						△143,401	△143,401
当 期 純 損 失						△1,634,818	△1,634,818
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	△2,339,794	△789,578	3,129,372	2,339,794	△2,524	△1,775,694	△1,778,219
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	3,129,372	3,379,372	21,733	1,015,114	1,036,847

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△521,586	6,672,853	2,894	26,420	29,314	6,702,167
当 期 変 動 額						
減資（その他資本剰余金へ振替）		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△143,401				△143,401
当 期 純 損 失		△1,634,818				△1,634,818
自己株式の取得	△3,293	△3,293				△3,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			66,478	△26,420	40,057	40,057
当 期 変 動 額 合 計	△3,293	△1,781,512	66,478	△26,420	40,057	△1,741,454
当 期 末 残 高	△524,880	4,891,340	69,372	—	69,372	4,960,713

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

商 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、得意先における保管在庫に基づいた一定の見積方法による返品見積額から算出した損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に3. 会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 3,587,369 千円

たな卸資産評価損 33,250 千円

(2) その他の情報

連結計算書類の連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

連結計算書類の連結注記表 4. 追加情報に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物	885,673千円
土地	934,771千円
投資不動産	148,163千円
計	1,968,608千円

上記の物件は、短期借入金592,177千円、1年内返済予定の長期借入金91,591千円及び長期借入金216,232千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,387,212千円
投資不動産	102,063千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,208千円
② 短期金銭債務	594,962千円
③ 長期金銭債務	981千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	14,016千円
② 仕入高	2,463,787千円
③ 販売費及び一般管理費	943,965千円
④ 営業取引以外の取引高	158,143千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は資産について908,178千円の減損損失を計上しております。内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産 (衣服装飾品)	・ 門前仲町事業所 (東京都江東区) ・ 東部物流センター (埼玉県上尾市)	建物及び構築物	962
		機械装置及び運搬具	8
		工具器具備品	4,444
		土地	9,881
		計	15,296
事業用資産 (身回り品)	・ 東部物流センター (埼玉県上尾市) ・ 各営業支店等 (東京都千代田区他)	建物及び構築物	25,530
		機械装置及び運搬具	204
		工具器具備品	3,703
		土地	212,125
		計	241,564
全社資産 (共用資産)	・ 社員寮 (東京都杉並区)	建物及び構築物	108,173
		土地	318,121
		リース資産(無形固定資産)	225,022
		計	651,316

資産のグルーピングについては、事業用資産は、製品・サービス別の管理会計上の区分を基礎としてグルーピングしております。遊休資産、賃貸用不動産及び共用資産はより大きな資産グループとしており、のれんについては会社単位でグルーピングしております。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上記資産グループの収益性が低下した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、上記減損損失の内訳は建物及び構築物134,666千円、機械装置及び運搬具213千円、工具器具備品8,148千円、土地540,127千円、無形固定資産のリース資産225,022千円であります。また、回収可能価額は不動産鑑定評価額等に基づき正味売却価額により算定しております。

(3) 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、希望退職者募集に伴い発生する特別退職加算金、再就職支援等に係る費用143,710千円及び事務所移転費用等12,153千円であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	561,693株	5,098株	一株	566,791株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得4,800株及び单元未満株式の買取り298株による増加分であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	603,013千円
減損損失	283,256千円
退職給付引当金	83,659千円
たな卸資産評価損	78,589千円
返品調整引当金	53,903千円
関係会社株式評価損	50,484千円
投資有価証券評価損	28,632千円
貸倒引当金	15,848千円
その他	43,016千円
繰延税金資産小計	1,240,403千円
評価性引当額	△1,240,403千円
繰延税金資産合計	一千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△30,063千円
圧縮記帳積立金	△9,555千円
資産除去費用	△600千円
繰延税金負債合計	△40,220千円
繰延税金資産(負債)の純額	△40,220千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社及び各事業所におけるコンピュータ機器及び設備(工具器具備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	20,678千円
1年超	49,972千円
合計	70,650千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円) 注4	科目	期末残高(千円) 注4	
				役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	A. F. C. ASIA LIMITED	香港	100	兼任1名	当社の仕入先	注1	商品等の仕入	1,983,882	買掛金	44,611
						注2	資金の入	66,426	短期借入金	66,426
							利息の払	9	-	-
子会社	東京ファッションプランニング株式会社	京都市	100	兼任1名	当社の業務委託先	注1	デザイン企画料	198,069	買掛金	19,273
						注3	物流業務委託料	364,340	買掛金	1,305
									未払金	63,578
						注2	資金の入	150,000	短期借入金	150,000
							資金の済	100,000		
注2	利息の払	120	-	-						
子会社	株式会社グローリー	京都市	100	兼任2名	当社の仕入先	注1	商品等の仕入	248,099	買掛金	38,896
							電子記録債		107,119	
						注1	不動産賃貸料	14,710	-	-
子会社	エクセレントスタッフ株式会社	大阪市	100	兼任2名	当社の業務委託先	注1	店頭販売業務委託	664,447	未払金	58,729
						注2	資金の入	45,000	短期借入金	45,000
							資金の済	45,000		
							利息の払	292		

(注) 1. 取引条件については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付並びに資金の借入に対する利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 業務委託契約に基づいており、業務内容及び市場価額等を総合的に勘案し協議のうえ決定しております。

4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,038円91銭
(2) 1株当たり当期純損失	△342円31銭